

○経済産業省告示第 号

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第四百九条第一項の規定に基づき、変圧器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 年 月 日

経済産業大臣 名

変圧器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部を改正する告示

変圧器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成二十四年経済産業省告示第七十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
1 判断の基準 [削る]	1 判断の基準 <u>(1) エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーギーへの転換等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第18条第18号に掲げる変圧器（以下「変圧器」という。）の製造又は輸入の事業を行う者（以下「製造事業者等」という。）は、目標年度（平成19年4月1日に始まり平成20年3月31日に終わる年度）以降の各年度（平成25年4月1日に始まり平成26年3月31日に終わる年度まで</u>

に限る。)において国内向けに出荷する変圧器 (ただし、油入変圧器にあつては、目標年度 (平成 18 年 4 月 1 日に始まり平成 19 年 3 月 31 日に終わる年度) 以降の各年度 (平成 25 年 4 月 1 日に始まり平成 26 年 3 月 31 日に終わる年度までに限る。)) において国内向けに出荷するもの) のエネルギー消費効率 (3 に定める方法により測定した数値をいう。以下同じ。) を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が、同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率 (同表の左欄に掲げる区分に並び、同表の右欄に掲げる算定式により算定した数値をい

う。)を同表の左欄に掲げる区分ごとに出荷
台数により加重平均した数値を上回らないよ
うにすること。

区分			基準エネルギー
変圧器の種別	相数	定格周波数	ギー消費効率の算定式
油入変圧	単相	50ヘルツ	$E = 15.3$ $S_{0.696}$

			ルトアンペ <u>S</u> _{0.745}	
			ア超	
モ ニ ル ト 変 圧 器	単相	50 <u>ヘルツ</u>		<u>E = 22.9</u> <u>S</u> _{0.647}
		60 <u>ヘルツ</u>		<u>E = 23.4</u> <u>S</u> _{0.643}
	三相	50 <u>ヘルツ</u>	500 キロボ <u>ルトアンペ</u>	<u>E = 33.6</u> <u>S</u> _{0.626}
			ア以下	
			500 キロボ	<u>E = 24.0</u>

		<u>ルトアンペ</u> <u>S</u> _{0.727}
	<u>ア超</u>	
<u>60</u>	<u>500 キロボ</u>	<u>E = 32.0</u>
<u>ヘル</u>	<u>ルトアンペ</u>	<u>S</u> _{0.641}
<u>ツ</u>	<u>ア以下</u>	
	<u>500 キロボ</u>	<u>E = 26.1</u>
	<u>ルトアンペ</u>	<u>S</u> _{0.716}
	<u>ア超</u>	

備考 1 「油入変圧器」とは、絶縁材料として

絶縁油を使用するものをいう。

2 「モールド変圧器」とは、樹脂製の絶

縁材料を使用するものをいう。

3 E及びSは、次の数値を表すものとす

る。

E：基準エネルギー消費効率（単位

ワット）

S：定格容量（単位 キロボルトアンペ

ア）

(2) (1)の規定は、日本産業規格 C 4304 及び C

4306 並びに日本電機工業会規格 1482 及び

1483 に規定する標準仕様状態で使用しない

ものについて準用する。この場合において、

(1)の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効

率の算定式は、それぞれ当該算定式の右辺に

1.10（モールド変圧器にあつては 1.05）を

乗じた式として取り扱うものとする。

(1) エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーギーへの転換等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第18条第18号に掲げる変圧器（以下「変圧器」という。）の製造又は輸入の事業を行う者（以下「製造事業者等」という。）は、目標年度（平成26年4月1日に始まり平成27年3月31日に終わる年度）以降の各年度（令和7年4月1日に始まり令和8年3月31日に終わる年度までに限る。）において国内向けに出荷する変圧器のエネルギー消費効率（3に定める方法により測定した数値をいう。以下同じ。）を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により

(3) 製造事業者等は、目標年度（平成26年4月1日に始まり平成27年3月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷する変圧器のエネルギー消費効率を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が、同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率（同表の左欄に掲げる区分に及び、同表の右欄に掲げる算定式により算定した数値をいう。）を同表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値を上回らないようにすること。

加重平均した数値が、同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率（同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる算定式により算定した数値をいう。）を同表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値を上回らないようにすること。

区分					基準エネルギー消費効率の算定式
区分名	変圧器の種類	相数	定格周波数	定格容量	仕様

区分				基準エネルギー消費効率の算定式
変圧器の種類	相数	定格周波数	定格容量	

2-	油 入 変 圧 器	単 相	50	ヘル ツ		標準仕様 (日)	E = 11.2 S 0.732
2-			60	ヘル ツ		本産 業規	E = 11.1 S 0.725
2-		三 相	50	ヘル ツ	500 キ ロボ	4304 及び C	E = 16.6 S 0.696
2-					500 キ ロボ	4306 に規	E = 11.1 S
4							

2-	油 入 変 圧 器	単相	50	ヘル ツ			E = 11.2 0.732 S
2-			60	ヘル ツ			E = 11.1 0.725 S
2-		三相	50	ヘル ツ	500 キロボ		E = 16.6 0.696 S
2-					500 キロボ ルトアンペ ア以下		E = 11.1 0.809 S
2-			60		ア超		E = 17.3

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

2-	11	60	500 キ	E =
		ヘル	ロボル	22.3 S
		ツ	トアン	0.674
			ペア以	
			下	
2-	12		500 キ	E =
			ロボル	19.4 S
			トアン	0.737
			ペア超	
2-	油	単	標準	E =
13	入	相	準仕	(11.2 S
	変	ヘル	様	0.732) 1.10
2-	圧	60	(日	E =

14	器			本産	(11.1 S
	へル		業規	^{0.725}) 1.10	
2-	ツ	500 キ	格C	E =	
15	三	500 キ	4304	(16.6 S	
	相	ロボル	及び	^{0.696}) 1.10	
		トアン	C		
2-		ペア以	4306		
		下			
16		500 キ	に規	E =	
		ロボル	定す	(11.1 S	
		トアン	る以	^{0.809}) 1.10	
		ペア超	外の		
2-	60	500 キ	仕様	E =	
17	へル	ロボル	状態	(17.3 S	

		ツ	トアン	のこ	$^{0.678}$ 1.10
			ペア以	と。	
			下	)	
2-			500 キ	E =	
18			ロボル	(11.7 S	
			トアン	$^{0.790}$ 1.10	
			ペア超		
2-	モ	単	50	E =	
19	ー	相	ヘル	(16.9 S	
	ル		ツ	$^{0.674}$ 1.05	
2-	ト		60	E =	
20	変		ヘル	(15.2 S	
	圧		ツ	$^{0.691}$ 1.05	

2-	器	50	500 キ	E =
21	三 相	ヘル ツ	ロボル トアン ペア以 下	(23.9 S ^{0.659})1.05
2-			500 キ	E =
22			ロボル トアン ペア超	(22.7 S ^{0.718})1.05
2-		60	500 キ	E =
23		ヘル ツ	ロボル トアン ペア以	(22.3 S ^{0.674})1.05

	下	
2-	500 キ	E =
24	ロボル	(19.4 S
	トアン	^{0.737}) 1.05
	ペア超	

備考 [略]

[削る]

備考 [略]

- (4) (3)の規定は、日本産業規格 C 4304 及び C 4306 に規定する標準仕様状態で使用しないものについて準用する。この場合において、(3)の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率の算定式は、それぞれ当該算定式の右辺に 1.10 (モールド変圧器にあつては 1.05) を乗じた式として取り扱うものとする。

(2) 製造事業者等は、目標年度（令和 8 年 4 月

[新設]

1 日に始まり令和 9 年 3 月 31 日に終わる年
度）以降の各年度において国内向けに出荷す
る変圧器のエネルギー消費効率を次の表の左
欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平
均した数値が、同表の右欄に掲げる基準エネ
ルギー消費効率（同表の左欄に掲げる区分に
応じ、同表の右欄に掲げる算定式により算定
し、有効数字 4 桁切り捨て（ただし、100 W
未満のものについては有効数字 3 桁切り捨て
）した数値をいう。）を同表の左欄に掲げ
る区分ごとに出荷台数により加重平均した数
値を上回らないようにすること。

<u>区分</u>					<u>基準エネルギー消費効率の算定式</u>
<u>区分名</u>	<u>変圧器の種別</u>	<u>相数</u>	<u>定格周波数</u>	<u>定格容量</u>	<u>仕様</u>
3- <u>1</u>	<u>油入変圧器</u>	<u>単相</u>	50 <u>ヘルツ</u>		<u>標準仕様</u> (日) F = 9.34 S 0.737
3- <u>2</u>	<u>変圧器</u>		60 <u>ヘルツ</u>		<u>本産業規格C</u> F = 8.60 S 0.744

	<u>3-</u>	<u>10</u>	
	<u>3-</u>	<u>11</u>	
	<u>3-</u>		
<u>ツ</u>			
<u>トアソ</u>	<u>500</u> <u>キ</u>	<u>ロボル</u>	<u>F</u> =
<u>ペア以</u>	<u>500</u> <u>キ</u>	<u>トアソ</u>	<u>31.2</u> <u>S</u>
<u>F</u>	<u>ペア超</u>		<u>0.650</u>
	<u>60</u>	<u>500</u> <u>キ</u>	<u>F</u> =
<u>へル</u>	<u>ロボル</u>	<u>16.2</u> <u>S</u>	
<u>ツ</u>	<u>トアソ</u>	<u>0.202</u>	
	<u>ペア以</u>		
	<u>F</u>		
	<u>500</u> <u>キ</u>	<u>F</u> =	

<u>12</u>			<u>ロボル</u> <u>トアソ</u> <u>ペア超</u>		<u>17.4 S</u> <u>^{0.742}</u>
<u>3-</u> <u>13</u>	<u>油</u> <u>入</u> <u>変</u>	<u>単</u> <u>相</u>		<u>進標</u> <u>進仕</u> <u>様</u>	<u>F =</u> <u>(9.34 S</u> <u>^{0.737})1.10</u>
<u>3-</u> <u>14</u>	<u>圧</u> <u>壘</u>			<u>(日</u> <u>本産</u> <u>業規</u>	<u>F =</u> <u>(8.60 S</u> <u>^{0.744})1.10</u>
<u>3-</u> <u>15</u>		<u>三</u> <u>相</u>	<u>50</u> <u>ヘル</u> <u>ツ</u>	<u>格C</u> <u>4304</u> <u>及び</u> <u>C</u>	<u>F =</u> <u>(14.5 S</u> <u>^{0.694})1.10</u>
			<u>500 キ</u> <u>ロボル</u> <u>トアソ</u> <u>ペア以</u>		

「油入変圧器」とは、絶縁材料として

絶縁油を使用するものをいう。

「モールド変圧器」とは、樹脂製の絶

緑材料を使用するものをいう。

3 E及びSは、次の数値を表すものとする

||| $\mathcal{N}$

E: 基準エネルギー消費効率(単位,

ワット

S: 定格容量(単位: キロボルトアンペア)

4

2 表示事項等

2-1 表示事項

2 表示事項等

2-1 表示事項

変圧器のエネルギー消費効率に関し、製造事業者等は、次の事項を表示すること。

イ [略]

ロ 区分名

ハ ヘル [略]

2-2 遵守事項

- (1) 2-1 の チ に掲げるエネルギー消費効率は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）別表第3下欄に掲げる数値をワットの単位で有効数字3桁以上（ただし、エネルギー消費効率が100ワット未満のものについては有

変圧器のエネルギー消費効率に関し、製造事業者等は、次の事項を表示すること。

イ [略]

[新設]

ロ ヘス [略]

2-2 遵守事項

- (1) 2-1 の 上 に掲げるエネルギー消費効率は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）別表第3下欄に掲げる数値をワットの単位で有効数字3桁以上（ただし、エネルギー消費効率が100ワット未満のものについては有

効数字2桁以上) で表示すること。 (2) 2—1の<u>リ</u>に掲げる基準負荷率は、3に定める数値を整数で表示すること。	効数字2桁以上) で表示すること。 (2) 2—1の<u>チ</u>に掲げる基準負荷率は、3に定める数値を整数で表示すること。
備考 表中の「」は注記である。	

附 則

- 1 この告示は、令和五年十月三十一日から施行する。
- 2 この告示の2の規定により行うべき表示事項等は、令和六年十月三十日までは、なお従前の例によることができる。